

英国における 2008 年規制施行及び制裁法

岡久 慶

はじめに

- I ハンプトン審査報告書
- II マクローリー審査報告書
- III 法律草案の公開協議
- IV 法案の審議段階と議論
- V 2008年規制施行及び制裁法の概要

はじめに

2008年規制施行及び制裁法(Regulatory Enforcement and Sanctions Act 2008 (c.13))は、複数の地方自治体にまたがって一貫した規制を施行し、自治体及び中央政府の間で規制施行の協力を促し、かつその効果を有効たらしめることを目的とした法律である。同法は複数の柱を内包し、その構成は概ね次のとおりである。

- ・地方自治体における規制の標準化と調整(法律第1部及び第2部)
- ・規制に伴う制裁権限の細分化(法律第3部)
- ・規制負担に係る原則(法律第4部)

イギリスにおいては、1997年に独立諮問機関^(注1)である規制改善調査特別委員会を設置して以来、グローバル化に対応し、生産性を向上し、技術刷新を促すことを目的として規制改革が推進^(注2)されている。

2006年、政府は、規制順守にかかるビジネス及び第三セクターの運営負担(提出書式の記入、査察対応、第三者への法定情報開示等)^(注3)を年間200億ポンドと見積もり、2010年までにこれら^(注4)の負担を25%削減する方針を打ち出している。

こういった流れの中で、政府の委託に応じて発表された審査報告が、この法律の基礎となった。

I ハンプトン審査報告書

「運営負担の削減：効果的査察と執行^(注5)」と題する通称「ハンプトン審査報告書」は、2004年に政府の委託を受けた、Jセインズベリー^(注6)社長のフィリップ・ハンプトン氏が国の63の規制当局及び468の地方自治体の業務を審査した上で、翌2005年3月に発表した。

審査対象となった規制当局は、毎年300万件(国の機関によるものが60万件)の検査を行い、国の規制当局だけでも260万の記入書式を送付している(地方に関してはデータがない)。審査報告書は、こうした負担は特に規模の小さい企業に過剰な負担を強いていると指摘する。すなわち、従業員2人を擁する事業所が1人あたり月6時間を政府の規制及びそれに関連した書式記載に費やされるのに対し、50人の従業員がいる事業所は1人あたり月2時間を費やされる^(注7)に止まるというのである。その他にも審査報告書は、次のような問題^(注8)に対する事業者の不満が検知されたと報告している。

- ・リスク評価の利用が不十分である。
- ・コンプライアンスを確実化するための手段として、事業所に助言を与える役割が重視されていない。
- ・提出を求められる書式、情報の要件が多すぎる。
- ・違反を罰し、コンプライアンスに報いる規制当局による有効な機能が存在しない。
- ・地方レベルにおける規制当局の構造が複雑である。管轄する分野、地域によって細分化された規制当局は当局間の共同活動や事業者への対応が鈍い。
- ・規制当局と事業者がやりとりするインターフェイスが多すぎる。

これらの指摘は、リスク分析を伴わない包括

的な規制の枠組みと、統括されていない複数の規制当局によって執行される、重複した査察や情報提供の要件によって事業者に負担を強いている実態を浮き彫りにしたものである。^(注9) こうした問題の是正に関して、審査報告書は、次のような方向性に基く35の勧告を打ち出している。^(注10)

- (a) 規制制度にリスク分析の原則を定着させ、規制執行の負担を、リスクの高い事業者ほど高く、コンプライアンス記録の優良な者ほど低くすること。
- (b) 特に査察活動に関しては、より対象を絞った形で数を減らしつつ執行すること。
- (c) リスク分析の原則に基いた上で、助言をより広く活用すること。
- (d) 書式記載を含めた情報提出の要件を減らすこと。
- (e) 必要に応じて、より厳格かつ一貫した罰則を適用すること。

これらに加えて、審査報告書は、規制当局の独立性を尊重しつつも、それぞれの決定に対して当該局が責任を問われる制度を確立することを提言している。

政府はハンプトン審査報告書を歓迎し、2005年度予算前報告において、勧告を施行する意向を明らかにした。^(注11)

II マクロローリー審査報告書

2005年9月、政府は、ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジの環境法担当教授リチャード・マクロローリー氏に、規制に伴う制裁の制度の見直しを依頼した。マクロローリー氏は国の56の規制当局及び468の地方自治体による年間280万件の査察、40万の警告の手紙、3万4000件の公式の警告、14万5000件の法的通知、そして2万5000件の訴追を審査した上で、翌2006年11月、「規制における司法：制裁を有効化する」と題する通称「マクロローリー審査報告書」を発表

した。

審査報告書は、規制当局が用いる違反への制裁手段の内、法的通知の使用頻度及び効果は規制当局によって大きく異なり、^(注13) 刑事訴追への著しい依存が見出されることを指摘し、^(注14) 刑事訴追が規制当局にとっても経費と時間の上で重い負担となるため、逆に罰則が軽い違反や訴追成功率の低い違反が見逃され、コンプライアンス不足 (compliance deficit) が生じると論じている。^(注15)

またマクロローリー氏の審査報告書は、単に違反を罰するだけでなく、違反者の行動を改めさせ、損害を復旧させるという「修復的司法 (restorative justice)」の概念に基く勧告を打ち出しており、^(注16) その概要は次のようにまとめることができる。

- (a) 規制に対する非コンプライアンスに適用される刑事犯罪の制定を見直すこと。
- (b) 修復的司法の原則及び特性に基く制裁を設計すること。
- (c) 刑事裁判所に、違反者を処罰するための新たな権限を与えること。
- (d) (刑事訴追の前段階となる) 中間的罰則としての罰金を導入すること。
- (e) 法的通知の制度を向上させること。
- (f) 事業者による規制の自発的執行制度を導入すること。^(注17)
- (g) 規制に対する非コンプライアンスに対して、修復的司法を適用する試案の作成を考慮すること。
- (h) 規制違反に対する罰則として、違反に基く収益を剥奪し、活動を改めさせ、あるいは評判を落とさせるといった代替判決 (alternative sentencing) を導入すること。

政府は、非コンプライアンスに対する財政的動機付けを排除し、すべての事業の公正な競争環境を整えるのに有効であるとして、マクロローリー審査報告書の勧告を全面的に受け入れた。^(注18)

なお、審査報告書に基いて規制当局が持ち得る各種制裁権限については、ハンプトン及びマクローリー両審査報告書の原則を守る機関に限定してこれを付与するとの意向を明らかにした。^(注19)

Ⅲ 法律草案の公開協議

2007年5月15日、ビジネス・企業・規制改革省に所属する規制改善局は、ハンプトン審査報告書、マクローリー審査報告書、そして規制改革の流れを踏まえ、規制施行及び制裁法案草案を公開協議に付した。^(注20)

法案草案の大まかな柱は、次のとおりである。

- (a) 地方規制向上局を法的権限を持つ外郭公共団体に昇格させ、地方自治体による規制業務の調整や指導を行わせること。
- (b) 民事制裁を導入すること。

(a)はハンプトン審査報告書の勧告を踏まえた施策であるが、それに加えてイギリスにおける消費者保護、環境保護にかかる規制検査の^(注22)80%が地方自治体の管轄であり、重複するデータ収集、一貫性の欠けた施行等の問題が指摘されていたという背景がある。^(注23)

(b)は、規制当局に刑事訴追以外の有効な制裁の手段(具体的には(d)～(f))を与えるべきと^(注24)したマクローリー審査報告書を採用した内容となっている。

政府は2007年9月28日、寄せられた意見への政府回答を取りまとめて発表し、同年11月8日に規制施行及び制裁法案を上院に提出した。^(注25)

Ⅳ 法案の審議段階と議論

規制施行及び制裁法案は、2007年11月28日の第2読会を通過し、翌2008年1月21日から2月6日にかけて上院大委員会^(注26)で審議され、3月19日、31日の委員会報告を経て4月28日上院を通過した。

法案は2008年4月29日に下院に提出され、5

月21日に第2読会を通過し、6月17日から7月10日にかけて法案担当委員会^(注27)に付託・審査され、同7月10日に第3読会を通過してすべての審議を終了した。同法案は2008年7月21日女王裁可を受けて成立した。

審議の過程において、特に民事制裁の運用に関して次のような疑問を呈する声が上がった。^(注28)

- (a) 民事制裁を運用する規制当局に、調査、訴追、審判そして量刑の権限が委ねられてしまうこと。
- (b) 民事制裁適用に対する異議、陳情のコストや手間が、小規模事業者に残剰な負担を強いてしまうこと。
- (c) 民事制裁の適用が、実質的な刑事法上の違反という烙印を当該事業者を押してしまうにもかかわらず、事業者側がこれを刑事法廷で争うことができないこと。

こういった批判は、修正案という形で提出されたが、ほとんどは反映されることなく終わった。

なお、政府は法案の規制影響評価^(注29)の中で、法案によってもたらされる年間収支を次のように見積もっている。

- (a) 法案第1部及び第2部(地方規制向上局の昇格と同局による地方自治体の規制業務の調整)の影響

事業者	+5170万～7890万ポンド
地方自治体	+50万～430万ポンド
中央政府	-440万ポンド

- (b) 法案第3部(民事制裁)の影響

事業者	+5570万ポンド
規制当局	+2220万ポンド
国家基金	+1200万ポンド
司法部門	+610万ポンド

- (c) 法案第4部(規制の負担)の影響

事業者	+0～510万ポンド
規制当局 ^(注30)	-52万～0万ポンド

V 2008年規制施行及び制裁法の概要

2008年規制施行及び制裁法は、77条と附則7で構成される。その概要は以下のとおりである。

第1部 地方規制向上局の設置(第1条～第21条)

○地方規制向上局の一般業務(第1条～第10条)

政府所有会社であった地方規制向上局を外郭公共団体に昇格させ、イングランド及びウェールズにおいて次の業務を行わせる。

- (1) 地方規制向上局は、地方自治体に、規制業務に関する指導を行う。自治体は指導に留意せねばならず、他方、地方規制向上局は、規制対象となる者と協議を行わなければならない。
- (2) 地方規制向上局は、地方自治体に、規制業務に関する指導へのコンプライアンスを指示する。指導は地方規制向上局以外の規制当局が出したものも含む。地方規制向上局は、指示を与えるに先立ち、当該の自治体、規制当局と協議を行い、主務大臣又はウェールズ政府閣僚(ウェールズの自治体に関係する場合)の同意を得る必要がある。
- (3) 地方規制向上局は、地方自治体が規制業務を行うことに関連して地方自治体に、また、地方自治体が規制業務を行うことを援助することに関連してその他の関係者に、財政的援助を与える。
- (4) 地方規制向上局は、大臣に対して、次に関連して助言と提案を行う。大臣が要請した場合、助言と提案を行うことは義務となる。
 - ・地方自治体の規制業務遂行の方法
 - ・地方自治体の規制業務遂行に関連する法律又は法律の提案

- ・地方自治体が本来の規制業務以外の規制業務を担当することが適当であるか否か。
- ・その他地方自治体が規制業務を遂行することに関連すること

○規制の原則(第5条)

あらゆる業務遂行において、地方規制向上局は、規制を透明性が高く、対象者への負担の低いものにとどめ、必要に応じて施行するという規制の原則を守らなければならない。

○定義(第3条～第4条)

「地方自治体」とは、次のものをいう。

- (a) イングランドのカウンティ又はディストリクトの議会
- (b) ロンドン特別区の議会
- (c) シティ・オブ・ロンドンの市議会
- (d) インナー・テンプルの下位財務官(Sub-Treasurer)^(注31)及びミドル・テンプルの(財務次官)
- (e) シリー諸島の議会
- (f) イングランドの消防救助本部(上記(a)～(e)と重複しない場合)
- (g) イングランドの港湾衛生局(上記(a)～(e)と重複しない場合)
- (h) 大ロンドン及び大都市圏の廃棄物処理当局
- (i) ウェールズのカウンティ又はカウンティ特別区の議会
- (j) ウェールズの消防救助本部(カウンティ又はカウンティ特別区の議会ではない場合)
- (k) ウェールズの港湾衛生局(カウンティ又はカウンティ特別区の議会ではない場合)

「地方自治体の規制業務」とは、次のものをいうが、主務大臣は議会における肯定的決議手続^(注32)に基く命令によって、これを変更することが可能である。ウェールズにおける規制業務を変更する場合、ウェールズ政府閣僚の同意が必要となる。

- ・農産物(品質管理と表示)
- ・動物の健康と福祉
- ・動物の飼料
- ・消費者保護
- ・環境保護
- ・食品衛生と基準
- ・公衆衛生と安全
- ・度量衡

○規制の優先事項に係る業務(第11条)

地方規制向上局は、イングランド又はウェールズの地方自治体が、規制業務遂行のためのリソースを割当てるときの優先事項を発表しなければならない。地方規制向上局は優先事項発表に先立ち、主務大臣と協議し、又は(ウェールズの自治体に関係する場合)ウェールズ政府閣僚の同意を得なければならない。地方自治体は、当該の優先事項に留意することが求められる。

○地方規制向上局の業務執行に関連する事項(第12条)

地方規制向上局は、業務上の協力を目的として、次の規制当局と覚書を取り交わさなければならない。

- ・環境庁
- ・食品基準局
- ・賭博委員会
- ・衛生安全委員会事務局
- ・公正取引局

○地方規制向上局に関連する大臣の権限(第15条～第16条)

主務大臣及びウェールズ政府閣僚(ウェールズの自治体に関係する場合)は、地方規制向上局に対して指導や指示を行う権限を有する。ただし、2つ以上の地方自治体に規制業務に関する指導へのコンプライアンスを指示するよう、地方規制向上局に指示することはできない。

主務大臣は、地方規制向上局を解体する権限を有する。

第2部 規制執行の調整(第22条～第35条)

第2部は、複数の地方自治体にまたがって活動する者に地方自治体の規制業務を適用するに当たって、より一貫し、調整された規制の執行を行う枠組を定める。

○定義(第22条～第24条)

第2部における地方自治体、地方自治体の規制業務の定義は、イングランド及びウェールズに関しては第1部と同じである。

スコットランドにおける地方自治体は1994年地方政府等(スコットランド)法(Local Government etc. (Scotland) Act 1994 (c. 39))に基づいて設置された議会であり、北アイルランドにおいては1972年地方政府等(北アイルランド)法(Local Government Act (Northern Ireland) 1972 (c. 9))に基づいて設置されたディストリクトの議会をいう。

またスコットランド及び北アイルランドにおける地方自治体の規制業務の定義は、地方自治体が執行する規制業務にあつて、主務大臣が特に命令によって指定したものをいう。ただし、スコットランドにおいては留保事項^(注33)に該当しない業務、北アイルランドにおいては移管事項^(注34)に該当する業務を指定することはできない。

○主管当局の選定(第25条～第26条)

地方規制向上局は、規制対象者及び地方自治体の書面による同意を得た上で、当該の自治体を主管当局(Primary authority)として選定することができる。選定に当たっては、規制対象者の本部又は主要活動地域の自治体が望ましいとされる。

○主管当局の役割(第27条～第30条)

主管当局は、該当する規制業務に関連して規制対象者に、また、当該規制対象者に対する該当する規制業務の遂行方法に関連して他の地方自治体に、それぞれ助言及び指導を与えることが義務づけられる。主管当局及び規制対象者は、この目的のために覚書を取り交し、その関係を調整することができる。

主管当局以外の地方自治体が、主管当局が設定した規制対象者に対して規制の執行活動を行う場合、主管当局にこれを通知しなければならない。主管当局は、最短でも平日5日以内にこれを検討し、その規制の執行活動がこれまでの助言及び指導に合致しないと判断した場合、当該地方自治体に執行活動を行わないよう指示することができる。地方自治体は、検討期間中及び執行活動の停止指示が出たとき、規制の執行活動を行うことができない。

当該地方自治体は、地方規制向上局に同件を問い合わせ、主管当局の指示を覆すか、部分的な執行を許可してもらうことができる。

当該規制対象者は、主管当局が規制執行活動の停止を指示しなかった場合、地方規制向上局に同件を問い合わせ、執行を停止してもらうことができる。

主管当局は、当該地方自治体から通知があったとき、同件を地方規制向上局に問い合わせ、判断を委ねることができる。

主務大臣は緊急性を有する場合、命令によって地方自治体が規制執行活動に先立って主管当局に通知を行う義務を免除することができる。

主管当局は、頻度、条件、査察内容を定めた、当該規制対象者に対する査察計画を作成することができる。当該規制対象者に査察を行うすべての地方自治体はこの査察計画に留意しなければならない。これに逸脱した査察を行うときは、主管当局に通知しなければならない。

主管当局は本法第2部に基く業務遂行に関連

して、当該の規制対象者に課金することが可能であり、また、地方規制向上局は、主管当局に対して必要な財政支援を行うことができる。

第3部 民事制裁(第36条～第71条)

第3部は、女王の大臣及びウェールズ政府閣僚(ウェールズの自治体に関係する場合)が、規制当局に新しい規制執行(以下、「民事制裁(civil sanctions)」という)の権限を付与することを可能とする。民事制裁の権限を付与される規制当局は、2種類に分類される。

1つは、環境庁、食品基準局、賭博委員会、衛生安全委員会事務局、公正取引局を始めとする「指定された規制当局(designated regulators)」と指定される機関であり、関連する法律で所掌として定められた規制分野に関して権限を付与される。

もう1つは、「規制当局(regulators)」として規定される機関であり、2008年規制施行及び制裁法で指定された法律の違反に対する規制に関して権限を付与される。指定された法律は、農業、動物、環境、食品安全、消費者保護、交通及び衛生の分野を対象としており、規制当局は主に地方自治体や大臣で構成される。ただし、警察及び公訴局は含まない。

付与される民事制裁は次のとおりである。定額罰金及び裁量的要件は、規制当局が規制違反を疑いようもなく確信しているとき、停止通知は合理的に信じているとき、規制の自発的執行は疑うに足る合理的根拠があるとき、それぞれ適用する。1つの違反に対して、定額罰金と裁量的要件又は停止通知を併科することはできない。

○定額罰金(Fixed monetary penalties)(第39条～第41条)

規制当局は、大臣が命令によって定めた額の罰金を科する。罰金の対象となる違反は、略式

起訴による有罪宣告によって罰金を科されうる種類のものでなければならず(正式起訴及び拘禁刑の罰則が可能なものであっても構わない)、罰金額も当該の略式起訴において想定される額(通常5,000ポンド)を超えてはならない。

罰金を科するに先立ち、規制当局はその旨の意図の通知を規制対象者に発し、その中で罰金支払履行額(罰金額以下であること)を指定しなければならない。通知を受け取った規制対象者は、28日以内に履行額を支払うか、陳情又は異議申立てを行うか選ぶことができる。

規制対象者が陳情又は異議申立てを行い、規制当局がそれでも罰金を科することを決定した場合、規制当局はその旨の最終的通知を発することとなる。規制対象者は、最終的通知に不服を申立てることができる。

履行額を支払った、又は罰金額を支払った規制対象者は、当該の違反に関して刑事上の訴追を受けない。また、規制当局が通知を発して28日の間は、当該の規制対象者が刑事上の訴追を受けることはない。

○裁量的要件 (Discretionary requirements) (第42条～第45条)

規制当局は、大臣によって付与された権限に基き、規制対象者に要件を科する。1つの違反に対して、1回を超えて要件を科してはならない。裁量的要件には次のものがある。

- ・規制当局が決めた任意の額の罰金。ただし、対象となる違反は、訴追が略式起訴に限定され、罰則が罰金に限定される種類のものでなければならず、罰金額も当該の略式起訴において想定される額を超えてはならない。
- ・一定期間内に、違反の継続又は再発を防止するための処置をとること。
- ・一定期間内に、違反が発生しなかったときに想定される状態まで、現況を回復させる

こと。

裁量的要件を科するに先立ち、規制当局はその旨の意図の通知を規制対象者に通知する。通知を受け取った規制対象者は、28日以内に陳情、異議申立て及び違反により被害を受けた第三者に対する自発的改善措置の提案のいずれかを行うことができる。自発的改善措置は、金銭の支払いも含み、規制当局はこれを拒否するか、後述の最終判断に反映させることができる。

規制当局は、陳情、異議又は自発的改善措置の提案を踏まえて、裁量的通知を科する、撤回する、変更する、又は別の裁量的要件を科するかについての最終的判断を下すこととなる。裁量的要件を科する場合、規制当局はその旨の最終的通知を発することとなる。規制対象者は、最終的通知に不服を申立てることができる。

罰金額の支払いを求める裁量的要件に従った規制対象者は、当該の違反に関して刑事上の訴追を受けない。他の裁量的要件及び金銭支払以外の自発的改善措置の場合、履行されなければ訴追の対象となりうる。また規制当局は、罰金以外の裁量的要件及び自発的改善措置の履行を怠った規制対象者に対して、不履行罰金(non-compliance penalty)を科することができる。

○停止通知 (Stop notices) (第46条～第49条)

規制当局は、大臣が命令によって定めた権限に基き、命令で指定した活動(例えば特定商品の販売や特定の機器の使用)を行うことを規制対象者に禁ずる通知(停止通知)を発することができる。

規制当局は、通知に、発布の理由、不履行によって生じる罰則、不服申立の権利等を明記し、さらに通知によって科せられた条件が満たされたとき、完遂証書(completion certificate)を発行しなければならない。規制対象者は停止通知自体及び完遂証書の発行拒否に対して、不服を

申立てることができる。

大臣は停止権限を付与する命令を定めるにあたり、その中に規制対象者による賠償の規定を設けなければならない。ただし、賠償が適用される条件、又は範囲を限定することは可能である。規制対象者は、賠償の有無又は額について不服を申立てることができる。

停止命令の不履行は刑事訴追の対象となり、最高で2年の拘禁刑と罰金を併科される。

○規制の自発的執行 (Enforcement undertakings) (第50条)

規制当局は、大臣の命令に基き、規制対象者による規制の自発的執行の提案を受け入れることができる。規制の自発的執行を強制することはできない。提案を受け入れた場合、当該の規制対象者は、自発的執行の不履行が確認されるまで、訴追を受けたり、定額罰金又は裁量的要件を科されることはない。

○その他の課金に関する規定 (第52条～第53条)

この部に基いて、規制当局に罰金(定額罰金、裁量的要件の罰金及び裁量的要件の不履行罰金)を徴収する権限を付与する命令は、早期支払による減額及び支払遅延による増額を定めることができる。遅延による増額は、元々の罰金額を超えてはならない。

また規制当局は、裁量的要件及び停止通知を科された規制対象者から、調査、事務又は専門家の助言等で必要とされた必要経費を徴収することができる。規制対象者は、これに不服を申立てることができる。

○民事制裁にかかる手引 (第63条～第65条)

大臣は、この法律の第3部に基いて規制当局に権限を付与する命令の中で、次のことを定めなければならない。

- ・規制当局が民事制裁の適用に関する手引(罰則手引)を發表すること。
- ・規制当局が手引作成にあたって、付与される権限によって影響を受ける者と協議を行うこと。
- ・規制当局が必要に応じて手引を修正すること。
- ・規制当局が業務遂行にあたって、手引に留意すること。

手引は当該の民事制裁が科される状況、罰金であれば科される金額、自発的改善措置の提案が受諾される状況、陳情、異議申立て及び上訴の権利等の情報を含まなければならない。

この法律の第3部に基いて、規制の違反に対する制裁の権限を付与された規制当局は、取締手引を發表し、違反に対する刑事上のものを含めた制裁措置、当該規制当局の持つ取締りの権限、当該規制当局が取締行動をとる状況等の情報を明記しなければならない。

さらに、同規制当局は、民事制裁が科された事例、定額罰金の代わりに罰金支払履行額が支払われた事例、裁量的要件の代わりに自発的改善措置がとられた事例を記載した報告書を、適宜に發表しなければならない。

○大臣の権限 (第66条～第68条)

大臣(イングランドに関しては主務大臣、ウェールズに関してはウェールズ政府閣僚)は、規制当局が第1部に掲げた規制の原則に従うと確信していない限り、この法律の第3部に基いて権限を付与してはならない。

大臣は、この法律の第3部に基いて規制当局に権限を付与する命令を發した3年後に、当該の権限の有効性と効率を審査しなければならない。

大臣は、2度以上に渡って規制の原則、罰則手引、取締手引その他この法律に基く義務に従

うことを怠った規制当局の権限を凍結することができる。

第4部 規制の負担(第72条～第73条)

規制業務の遂行に当たる者は、業務を審査し、不要と考える負担を課さず、維持しないように努め、かつ負担を除去することが実行不可能で不均衡でなければ負担を取り除くようにしなければならない。

この義務を課せられた者は、声明(statement)を公表し、次のことを明示し、かつ該当する規制業務遂行に当たってこれに留意しなければならない。

- ・今後12月の間に、規制による負担を軽減するための提案
- ・過去12月の間に規制による負担を軽減するためにとった措置
- ・不要な負担が取り除かれなかった場合、負担の除去が実行不可能で不均衡であったとする説明

当該の者は、最初の声明を、義務が課されてから可能な限り早い時期に発表しなければならない。その中で発表後12月の期間を扱う内容でなければならない。これ以降の声明は、先立つ声明が扱う期間内又はその後の可能な限り早い時期に発表し、次の12月の期間を扱う内容でなければならない。

規制負担に関わる義務を課されるのは、大臣及びウェールズ政府閣僚(所掌として定められた事項であれば)が命令により指定した規制権限を執行する機関及び以下の機関である。

- ・ガス・電力市場庁
- ・公正取引局
- ・鉄道規制庁
- ・郵便サービス委員会
- ・水道サービス規制局

第5部 総則(第74条～第77条)

この法律の第1部はイングランド及びウェールズに限って適用され、第2～4部はスコットランドに関しては中央政府の留保事項であれば、北アイルランドに関しては移管事項以外であれば適用する

この法律の第1～4部は、主務大臣が命令^(注35)によって定めた日に施行される。

注

* インターネット情報はすべて2008年11月30日現在である。

(1) 2006年1月1日にビジネス・企業・規制改革省管轄下の外郭公共団体(non-departmental public body)である規制改善委員会(Better Regulation Commission)に再編された。現在の所掌は、不要な規制・行政の負担を削減する政府の活動に助言し、規制執行の透明性、一貫性等を保つことである。

(2) Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform, *Next Steps on Regulatory Reform*, Jul. 2007, p.5.
<<http://www.berr.gov.uk/files/file44370.pdf>>

(3) ビジネス・企業・規制改革省の次のウェブページを参照。
<<http://www.berr.gov.uk/whatwedo/bre/benefits/page44019.html>>

(4) *BERR PSA 2: Better Regulation Executive*.
<<http://www.berr.gov.uk/files/file14293.pdf>>

(5) Philip Hampton, *Reducing administrative burdens: effective inspection and enforcement*, Mar. 2005.
<<http://www.berr.gov.uk/files/file22988.pdf>>

(6) イギリスで3番目の規模を持つスーパーマーケットチェーン、セインズベリー社の親会社。

(7) *op. cit.* (5), p.3.

(8) *ibid.*, p.4.

(9) *Explanatory Notes to Regulatory Enforcement And Sanctions Act 2008*.

<http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2008/en/ukpgaen_20080013_en_1>

- (10) *op. cit.* (5), p.8.
- (11) HM Treasury, *Britain meeting the global challenge: Enterprise, fairness and responsibility*, Dec. 2005, p.47.
 <http://www.hm-treasury.gov.uk/d/pbr05_complereport_1980.pdf>
- (12) Richard Macrory, *Regulatory justice: making sanctions effective*, Nov. 2006.
 <<http://www.berr.gov.uk/files/file44593.pdf>>
- (13) 例えば環境衛生部門において10万件以上が発行されている。
ibid., p.17.
- (14) *ibid.*, p.7.
- (15) *ibid.*, p.8, 23.
- (16) *ibid.*, p.4.
- (17) Enforceable Undertakings. 法律内(第2部参照)では、Enforcement undertakingsと表記されている。
- (18) HM Treasury, *Delivering better regulation*, Nov. 28, 2006.
 <http://www.hm-treasury.gov.uk/press_101_06.htm>
- (19) *ibid.*
- (20) Better Regulation Executive. 元々は、ハンプトン審査報告書の勧告に基き、2005年5月内閣府に設置されていた部門だが、2007年6月28日の省庁改編時に移管された。政府省庁間における規制改革推進を主導する役割を持つ。
- (21) Better Regulation Executive, *Consultation on the Draft Regulatory Enforcement and Sanctions Bill: Implementing the Hampton Vision*, May 2007.
 <<http://www.berr.gov.uk/files/file44594.pdf>>
- (22) *ibid.*, p.11.
- (23) Vincent Keter, *Regulatory Enforcement and Sanctions Bill [HL] 2007-2008* (Research Paper 08/46), May 2008, p.17.
 <<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2008/rp08-046.pdf>>
- (24) *op. cit.* (12), p.38.
- (25) Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform, *Government response to the consultation on the draft Regulatory Enforcement and Sanctions Bill*, Sep. 2007.
 <<http://www.berr.gov.uk/files/file45167.pdf>>
- (26) Grand Committee. 上院議員が誰でも参加できる形式の委員会。採決を行わないため、あまり論議にならない法案を審議する。
- (27) Public Bill Committee. 従来の常任委員会に代わり、法案の審議等を行う。通常法案名が頭に付く委員会として呼称される。この法案を担当したのは、規制施行及び制裁法委員会である。
- (28) Vincent Keter, *Regulatory Enforcement and Sanctions Bill [HL] Committee Stage Report* (Research Paper 08/61), Jul. 2008.
 <<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2008/rp08-061.pdf>>
- (29) Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform, *Impact Assessments: Regulatory Enforcement and Sanctions Bill*, May 2008
 <http://bre.berr.gov.uk/regulation/news/2007/070402_ja.asp>
- (30) 後述する環境庁、食品基準局、賭博委員会、衛生安全委員会事務局及び公正取引局の5機関が該当する。
- (31) いずれもイギリスの法曹院(Inns of Court)であり、Libertyと呼称される特殊な地方自治体として扱われる。
- (32) Affirmative resolution procedure. 議会各院の肯定的決議を必要とする手続き。
- (33) Reserved matters. スコットランド議会に移管されず、英国議会が決定権を持つ政策分野。外交、移民、安全保障、雇用、社会保障等が含まれる。
- (34) Transferred matters. 北アイルランド議会に移管された政策分野。教育、保健、環境等が含まれる。
- (35) 2008年9月8日に制定された2008年2008年規制施行及び制裁法(開始1号)命令(The Regulatory Enforcement and Sanctions Act 2008 (Commencement No 1) Order 2008, 2008 No. 2371)により第2部を除くほとんどの規定が2008年10月1日に施行されている。

(おかひさ けい・海外立法情報課)